

国立大学法人東京学芸大学防火管理規則の一部改正について

改正理由：職員宿舍等の新設・廃止および校名変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正				現 行			
〔省略〕				〔省略〕			
別表第1 防火管理区域及び防火区域責任者並びに防火管理者				別表第1 防火管理区域及び防火区域責任者並びに防火管理者			
防火管理区域	防火管理区域 責任者	防火管理 者	構 成 部 局	防火管理区域	防火管理区域 責任者	防火管理 者	構 成 部 局
小金井地区	事務局長	財務課長	事務局（国際交流会館，課外活動 共用施設，東久留米国際学生宿 舎，大泉寮，小平寮，厚生施設 （第一むさしのホール，第二むさ しのホール）， <u>ハイム学芸</u> ，小平 第3住宅を除く。），附属図書 館，各学系，教育実践研究支援セ ンター，環境教育実践施設，保健 管理センター，情報処理センタ ー，国際教育センター，教員養成 カリキュラム開発研究センター， 学生キャリア支援センター	小金井地区	事務局長	財務課長	事務局（国際交流会館，課外活動 共用施設，東久留米国際学生宿 舎，大泉寮，小平寮，厚生施設 （第一むさしのホール，第二むさ しのホール）， <u>東久留米職員宿舍</u> <u>（寮）</u> ， <u>大泉職員宿舍</u> ， <u>赤倉合宿</u> <u>研修施設</u> ，小平第3住宅を除 く。），附属図書館，各学系，教 育実践研究支援センター，環境教 育実践施設，保健管理センター， 情報処理センター，国際教育セン ター，教員養成カリキュラム開発 研究センター，学生キャリア支援 センター
		国際課長	事務局のうち，国際交流会館			国際課長	事務局のうち，国際交流会館
		学生サー ビス課長	事務局のうち，課外活動共用施 設，東久留米国際学生宿舍，大泉 寮，小平寮，厚生施設（第一むさ しのホール，第二むさしのホー ル）			学生サー ビス課長	事務局のうち，課外活動共用施 設，東久留米国際学生宿舍，大泉 寮，小平寮，厚生施設（第一むさ しのホール，第二むさしのホー ル）
〔省略〕				〔省略〕			
職員宿舍等	財務部長	財務課長	事務局のうち， <u>ハイム学芸</u> ，小平 第3住宅	職員宿舍等	財務部長	財務課長	事務局のうち， <u>東久留米職員宿舍</u> <u>（寮）</u> ， <u>大泉職員宿舍</u> ， <u>赤倉合宿</u> <u>研修施設</u> ，小平第3住宅

改 正	現 行
〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成20年9月26日から施行し、平成19年7月25日から適用する。</u>	〔省略〕